熊本市下水道管路施設（中央区・東区）における包括的管理業務委託（第26－901号）（水の官民連携レベル3.5）要求水準書等の正誤表

区分	ページ	訂正前	訂正後	備考
入札説明書	P.19	**１８ その他の留意事項** (10) 配置予定技術者の確認等 ア 様式第４号「配置予定技術者調書」に記載した総括管理責任者は、原則として、履行が完了するまで変更できないものとする。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない事由が生じたとき、又は、管理者が変更が必要と認めたときは、当初の配置予定技術者と同等以上の資格及び経験を有する者を配置するものとして管理者の承認を得た場合に限り、変更することができるものとする。この場合において、管理者の承認を得るためには、診断書その他管理者が必要と認める書類を提出しなければならない。	**１８ その他の留意事項** (10) 配置予定技術者の確認等 ア 様式第４号「配置予定技術者調書」に記載した統括管理責任者は、原則として、履行が完了するまで変更できないものとする。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない事由が生じたとき、又は、管理者が変更が必要と認めたときは、当初の配置予定技術者と同等以上の資格及び経験を有する者を配置するものとして管理者の承認を得た場合に限り、変更することができるものとする。この場合において、管理者の承認を得るためには、診断書その他管理者が必要と認める書類を提出しなければならない。	質問回答No.19関係
入札説明書	P.21	**１８ その他の留意事項** (13) 総価契約単価合意方式による単価の合意 ク 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、第３項に掲げる合意単価が著しく不適当となったときは、本市又は事業者が合意単価の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を行うことができるものとする。	**１８ その他の留意事項** (13) 総価契約単価合意方式による単価の合意 ク 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、ウに掲げる合意単価が著しく不適当となったときは、本市又は事業者が合意単価の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を行うことができるものとする。	質問回答No.79関係
要求水準書	P.44	**４．４ セルフモニタリング業務** (2) 事業者は、３．５（モニタリング）に規定する要求水準の確保を図るため、「セルフモニタリング実施計画書」を提出し監督職員の承諾を得ること。	**４．４ セルフモニタリング業務** (2) 事業者は、３．４（モニタリング）に規定する要求水準の確保を図るため、「セルフモニタリング実施計画書」を提出し監督職員の承諾を得ること。	質問回答No.24関係

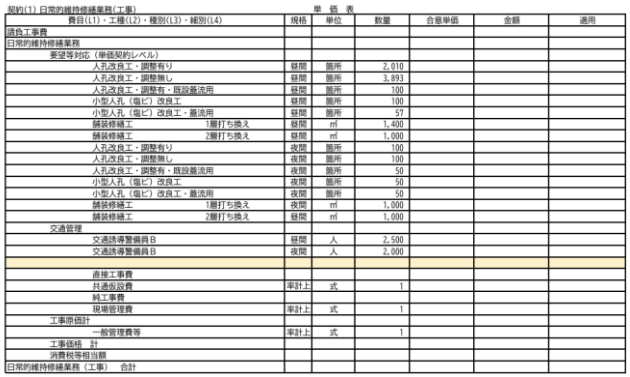
熊本市下水道管路施設（中央区・東区）における包括的管理業務委託（第26－901号）（水の官民連携レベル3.5）要求水準書等の正誤表

区分	ページ	訂正前	訂正後	備考
要求水準書	P.52	**５．７ 圧送管維持補修業務** (3) 当該業務は、原則として、緊急性を有し、被害の拡大防止又は機能確保のため即時対応が必要なもののうち、１件当たりの費用が400 万円以下（消費税及び地方消費税を含む。）となるもの（圧送管維持補修業務、小規模修繕業務、要望等対応（単価契約レベル）業務及び緊急措置を伴う改修業務等）については、本市への速やかな報告を前提として、監督職員との事前協議を要せず、事業者の判断により実施できるものとする。ただし、事業者は、監督職員に対し、当該対応内容及び費用の妥当性を確認できるよう、内訳を明示した官積算基準その他合理的な根拠に基づく見積書を速やかに提出し、事後的に承諾を得るものとする。なお、当該費用の精算手続きについては、３．２．２（作業実施に係る共通手続）第６項の規定に従うものとする。 これに対し、1 件当たりの費用が 400 万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合又は緊急性が認められない場合は、事前に監督職員と協議の上実施するものとする。なお、当該協議に当たっては、原則として三者以上から見積書を徴収するものとし、その実施方法については監督職員の承諾を得るものとする。	**５．７ 圧送管維持補修業務** (3) 当該業務は、原則として、緊急性を有し、被害の拡大防止又は機能確保のため即時対応が必要なもののうち、１件当たりの費用が400 万円以下（消費税及び地方消費税を含む。）となるもの（圧送管維持補修業務、小規模修繕業務、要望等対応（単価契約レベル）業務及び緊急措置を伴う改修業務等）については、本市への速やかな報告を前提として、監督職員との事前協議を要せず、事業者の判断により実施できるものとする。ただし、事業者は、監督職員に対し、当該対応内容及び費用の妥当性を確認できるよう、内訳を明示した官積算基準その他合理的な根拠に基づく見積書を速やかに提出し、事後的に承諾を得るものとする。なお、当該費用の精算手続きについては、３．７（総価契約単価合意方式）第６項の規定に従うものとする。 これに対し、1 件当たりの費用が 400 万円（消費税及び地方消費税を含む。）を超える場合又は緊急性が認められない場合は、事前に監督職員と協議の上実施するものとする。なお、当該協議に当たっては、原則として三者以上から見積書を徴収するものとし、その実施方法については監督職員の承諾を得るものとする。	質問回答No.23関係
要求水準書	P.67	**８．１ 業務内容** (5) 対象施設の選定 事業者は、既存のTVカメラ調査等の調査結果及び詳細設計がある場合は、これらに基づき更新工事を実施すること。TV カメラ調査等の調査結果がない場合は、７．５．１（更新計画案作成業務）第２項（点検・調査計画策定工）で決定された点検・調査実施方針に基づき、TV カメラ調査を実施し、健全度判定を行った上、７．５．２（詳細設計業務）に規定する設計業務の成果に基づき、当該更新工事を実施すること。なお、更新工事の実施に当たっては、本市が別途参考として示す【別図２】（施工計画年度位置図）を考慮し、修繕・改築実施方針に反映した上で、計画的かつ効率的に進めること。	**８．１ 業務内容** (5) 対象施設の選定 事業者は、既存のTVカメラ調査等の調査結果及び詳細設計がある場合は、これらに基づき更新工事を実施すること。TV カメラ調査等の調査結果がない場合は、７．５．１（更新計画案作成業務）第２項（点検・調査計画策定工）で決定された点検・調査実施方針に基づき、TV カメラ調査を実施し、健全度判定を行った上、７．５．２（詳細設計業務）に規定する設計業務の成果に基づき、当該更新工事を実施すること。なお、更新工事の実施に当たっては、本市が別途参考として示す【別図２】（ストックマネジメント計画の主な対象区域図（参考））を考慮し、修繕・改築実施方針に反映した上で、計画的かつ効率的に進めること。	質問回答No.79関係

熊本市下水道管路施設（中央区・東区）における包括的管理業務委託（第26－901号）（水の官民連携レベル3.5）要求水準書等の正誤表

区分	ページ	訂正前	訂正後	備考
要求水準書　別紙８	P.93	**２ 換気（酸欠則５条）** (1) 事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合は、当該作業を行う場所の空気中の酸素濃度を 18%以上（第二種酸素欠乏危険作業に係る場所にあっては、空気中の酸素濃度を18%以上、かつ、硫化水素の濃度100分の10以下）に保つように換気しなければならない。ただし、爆発、酸化等を防止する為換気することが出来ない場合又は作業の性質上換気することが著しく困難な場合はこの限りでない。	**２ 換気（酸欠則５条）** (1) 事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合は、当該作業を行う場所の空気中の酸素濃度を 18%以上（第二種酸素欠乏危険作業に係る場所にあっては、空気中の酸素濃度を18%以上、かつ、硫化水素の濃度100万分の10以下）に保つように換気しなければならない。ただし、爆発、酸化等を防止する為換気することが出来ない場合又は作業の性質上換気することが著しく困難な場合はこの限りでない。	質問回答No.79関係
基本契約書（案）		（履行期間） 第３条 ４ 本件計画的更新業務工事請負契約の履行期間は、令和９年４月１日から令和19年３月31 日までとする。また、この基本契約締結日から業務履行開始日の前日までを業務準備期間とし、統括企業及び建設企業は、その責任及び費用負担により、本件計画的更新工事業務請負契約に規定された業務開始のための準備及び引継ぎを行うものとする。加えて、令和19年２月１日から令和19年３月31日までの期間については、業務引継期間とし、統括企業及び建設企業は、次期契約の事業者への業務引継ぎを行わなければならない。ただし、本件計画的更新工事業務請負契約の規定により変更されることがある。	（履行期間） 第３条 ４ 本件計画的更新工事業務請負契約の履行期間は、令和９年４月１日から令和19年３月31 日までとする。また、この基本契約締結日から業務履行開始日の前日までを業務準備期間とし、統括企業及び建設企業は、その責任及び費用負担により、本件計画的更新工事業務請負契約に規定された業務開始のための準備及び引継ぎを行うものとする。加えて、令和19年２月１日から令和19年３月31日までの期間については、業務引継期間とし、統括企業及び建設企業は、次期契約の事業者への業務引継ぎを行わなければならない。ただし、本件計画的更新工事業務請負契約の規定により変更されることがある。	質問回答No.79関係
基本契約書（案）		（統括的管理業務） 第８条 ６ 統括管理責任者は、本委託の全ての業務を統括管理する最高責任者として、次の職務を遂行するものとする。 (5) 定期的に進捗状況等を確認し、遅滞なく甲の監督職員（監督員又は調査職員（別紙１第５条の規定により読み替えた場合を含む。）をいう。）に報告すること。	（統括的管理業務） 第８条 ６ 統括管理責任者は、本委託の全ての業務を統括管理する最高責任者として、次の職務を遂行するものとする。 (5) 定期的に進捗状況等を確認し、遅滞なく甲の監督職員（監督員又は調査職員（別紙１第９条の規定により読み替えた場合を含む。）をいう。）に報告すること。	質問回答No.79関係

熊本市下水道管路施設（中央区・東区）における包括的管理業務委託（第26－901号）（水の官民連携レベル3.5）要求水準書等の正誤表

<table>
<tr><th>区分</th><th>ページ</th><th>訂正前</th><th>訂正後</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>単価表
日常的維持修繕業務（工事）</td><td></td><td>

契約(1) 日常的維持修繕業務(工事)　　単　価　表

費目(L1)・工種(L2)・種別(L3)・細別(L4)	規格	単位	数量	合意単価	金額	適用
請負工事費						
日常的維持修繕業務						
要望等対応（単価契約レベル）						
人孔改良工・調整有り	昼間	箇所	2,010			
人孔改良工・調整無し	昼間	箇所	3,893			
人孔改良工・調整有・既設蓋流用	昼間	箇所	100			
小型人孔（塩ビ）改良工	昼間	箇所	100			
小型人孔（塩ビ）改良工・蓋流用	昼間	箇所	57			
舗装修繕工　1層打ち換え	昼間	㎡	1,400			
舗装修繕工　2層打ち換え	昼間	㎡	1,000			
人孔改良工・調整有り	夜間	箇所	100			
人孔改良工・調整無し	夜間	箇所	100			
人孔改良工・調整有・既設蓋流用	夜間	箇所	50			
小型人孔（塩ビ）改良工	夜間	箇所	50			
小型人孔（塩ビ）改良工・蓋流用	夜間	箇所	50			
舗装修繕工　1層打ち換え	夜間	㎡	1,000			
舗装修繕工　2層打ち換え	昼間	㎡	1,000			
交通管理						
交通誘導警備員Ｂ	昼間	人	2,500			
交通誘導警備員Ｂ	夜間	人	2,000			
直接工事費						
共通仮設費	率計上	式	1			
純工事費						
現場管理費	率計上	式	1			
工事原価計						
一般管理費等	率計上	式	1			
工事価格　計						
消費税等相当額						
日常的維持修繕業務（工事）　合計						
</td><td>

契約(1) 日常的維持修繕業務(工事)　　単　価　表

費目(L1)・工種(L2)・種別(L3)・細別(L4)	規格	単位	数量	合意単価	金額	適用
請負工事費						
日常的維持修繕業務						
要望等対応（単価契約レベル）						
人孔改良工・調整有り	昼間	箇所	2,010			
人孔改良工・調整無し	昼間	箇所	3,893			
人孔改良工・調整有・既設蓋流用	昼間	箇所	100			
小型人孔（塩ビ）改良工	昼間	箇所	100			
小型人孔（塩ビ）改良工・蓋流用	昼間	箇所	57			
舗装修繕工　1層打ち換え	昼間	㎡	1,400			
舗装修繕工　2層打ち換え	昼間	㎡	1,000			
人孔改良工・調整有り	夜間	箇所	100			
人孔改良工・調整無し	夜間	箇所	100			
人孔改良工・調整有・既設蓋流用	夜間	箇所	50			
小型人孔（塩ビ）改良工	夜間	箇所	50			
小型人孔（塩ビ）改良工・蓋流用	夜間	箇所	50			
舗装修繕工　1層打ち換え	夜間	㎡	1,000			
舗装修繕工　2層打ち換え	夜間	㎡	1,000			
交通管理						
交通誘導警備員Ｂ	昼間	人	2,500			
交通誘導警備員Ｂ	夜間	人	2,000			
直接工事費						
共通仮設費	率計上	式	1			
純工事費						
現場管理費	率計上	式	1			
工事原価計						
一般管理費等	率計上	式	1			
工事価格　計						
消費税等相当額						
日常的維持修繕業務（工事）　合計						

単価表「契約（1）日常的維持修繕業務（工事）」の「要望等対応（単価契約レベル）」における「舗装修繕工 2層打ち換え」のうち、2行目の「昼間」は誤りです。
　正しくは、日常的維持修繕業務の設計書（金抜き）単63号に記載のとおり、「夜間」となります。
</td><td>質問回答No.21関係</td></tr>
<tr><td>単価表
基礎単価</td><td></td><td>

既設構造物撤去工（昼間）			
既設人孔撤去		㎡	1
既設公共ます（Co）撤去		㎡	1
鉄筋コンクリート管撤去工		㎡	1
硬質塩化ビニル管撤去工		㎡	1
構造物とりこわし	無筋構造物 機械施工	㎡	1
構造物とりこわし	無筋構造物 人力施工	㎡	1
構造物とりこわし	鉄筋構造物 機械施工	㎡	1
構造物とりこわし	鉄筋構造物 人力施工	㎡	1
殻運搬 ｺﾝｸﾘｰﾄ(無筋)構造物とりこわし		㎡	1
殻運搬 ｺﾝｸﾘｰﾄ(鉄筋)構造物とりこわし		㎡	1
マンホール蓋撤去工		箇所	1
既設構造物撤去工（夜間）			
既設人孔撤去		㎡	1
既設公共ます（Co）撤去		㎡	1
鉄筋コンクリート管撤去工		㎡	1
硬質塩化ビニル管撤去工		㎡	1
構造物とりこわし	無筋構造物 機械施工	㎡	1
構造物とりこわし	無筋構造物 人力施工	㎡	1
構造物とりこわし	鉄筋構造物 機械施工	㎡	1
構造物とりこわし	鉄筋構造物 人力施工	㎡	1
殻運搬 ｺﾝｸﾘｰﾄ(無筋)構造物とりこわし		㎡	1
殻運搬 ｺﾝｸﾘｰﾄ(鉄筋)構造物とりこわし		㎡	1
マンホール蓋撤去工		箇所	1

</td><td>

既設構造物撤去工（昼間）			
既設人孔撤去		㎡	1
既設公共ます（Co）撤去		㎡	1
鉄筋コンクリート管撤去工		m	1
硬質塩化ビニル管撤去工		m	1
構造物とりこわし	無筋構造物 機械施工	㎡	1
構造物とりこわし	無筋構造物 人力施工	㎡	1
構造物とりこわし	鉄筋構造物 機械施工	㎡	1
構造物とりこわし	鉄筋構造物 人力施工	㎡	1
殻運搬 ｺﾝｸﾘｰﾄ(無筋)構造物とりこわし		㎡	1
殻運搬 ｺﾝｸﾘｰﾄ(鉄筋)構造物とりこわし		㎡	1
マンホール蓋撤去工		箇所	1
既設構造物撤去工（夜間）			
既設人孔撤去		㎡	1
既設公共ます（Co）撤去		㎡	1
鉄筋コンクリート管撤去工		m	1
硬質塩化ビニル管撤去工		m	1
構造物とりこわし	無筋構造物 機械施工	㎡	1
構造物とりこわし	無筋構造物 人力施工	㎡	1
構造物とりこわし	鉄筋構造物 機械施工	㎡	1
構造物とりこわし	鉄筋構造物 人力施工	㎡	1
殻運搬 ｺﾝｸﾘｰﾄ(無筋)構造物とりこわし		㎡	1
殻運搬 ｺﾝｸﾘｰﾄ(鉄筋)構造物とりこわし		㎡	1
マンホール蓋撤去工		箇所	1

　契約別_基礎単価表における既設構造物撤去工の「鉄筋コンクリート管撤去工」及び「硬質塩化ビニル管撤去工」の単位「㎡」は誤りです。
　正しくは、基礎単価設計書に記載の通り、「m」となります。
</td><td>質問回答No.54関係</td></tr>
</table>

熊本市下水道管路施設（中央区・東区）における包括的管理業務委託（第26－901号）（水の官民連携レベル3.5）要求水準書等の正誤表

区分	ページ	訂正前	訂正後	備考
計画的更新工事業務設計書	P.1629 P.1634	計画的更新工事業務の第702号・第707号単価表の名称「高圧洗浄車運転工 2ｔ 97ps」	計画的更新工事業務の第702号・第707号単価表の名称「高圧洗浄車損料 154kW　4t」	質問回答No.59関係